

参加者および関係者 各位

モビリティリゾートもてぎ
大会事務局

車載カメラ搭載の手順

2025 年 モビリティリゾートもてぎ四輪一般競技規則 第 3 章 第 23 条 公式車両検査について、以下のとおり車載カメラ搭載手順を追加する。なお、各レースシリーズ規則においてシリーズ規定が定められている場合は、シリーズ規則が優先される。

～ 13) 車載カメラを使用する場合、レース映像使用ガイドライン(以下ガイドライン参照)を誓約することが出来る者のみがカメラ搭載を許可される。その他、以下の記載事項を厳守すること。

- ・車載カメラを競技車両の室内に固定し、落下防止のワイヤリングを施した状態で車検を受けること。
技術委員から取り付け方法の修正を指示された場合は、その指示に従い修正すること。
修正指示に従えない場合は、車載カメラを取り外すこと。
- ・車両回収および車両撤去時において、万が一車載カメラが破損、また紛失した際も、その当事者や主催者に一切の賠償責任は問わないこと。
- ・上記のガイドラインおよび遵守事項に違反した場合は、主催者の課す罰則等に従うこと。
- ・車載カメラを使用する場合は、書類検査時にカメラ搭載許可申請書を提出し、車載カメラを取り付けた状態で公式車検を受けなければならない。車載カメラは車体に安全上確実な方法で取り付けること。

レース映像使用ガイドライン

モビリティリゾートもてぎでは、映像著作権や肖像権の観点から、レース映像（車載カメラ映像等）を動画共有サイトや SNS へのアップロードを禁止させていただいておりました。

しかしながら、皆様により多くの楽しみをご提供する環境を整えるため、新たにレース映像使用ガイドラインを設定いたしました。皆様が楽しくレースを楽しんでいただくため、適切な映像利用にご協力をお願いいたします。

1. レース映像の対象

車載カメラ映像およびピット・パドックで撮影した映像

2. 利用範囲

個人アカウントでの動画共有サイトおよび SNS 動画掲載

3. 禁止事項

- ①企業・団体アカウントでの動画共有サイトおよび SNS 動画掲載
- ②広告宣伝活動等
- ③レース競技判定等
- ④他の競技者や競技役員、レース関係者を批判する言動・行為

4. 注意事項

- ①第三者のプライバシーに十分な配慮をすること。
- ②動画掲載により生じた、あらゆる問題は当事者間で解決すること。
- ③車載カメラの取り付け方法は規則に準拠すること。
- ④企業・団体アカウントでの動画掲載や広告宣伝活動を行う場合は、有償(料金は使用用途により異なります。)にて使用いただけます。モビリティリゾートもてぎ HP 内 お問合せページに申請をすること。
- ⑤本ガイドラインは、モビリティリゾートもてぎの判断にて予告なく変更・改訂をさせていただく 場合があります、予めご了承ください。

以上